

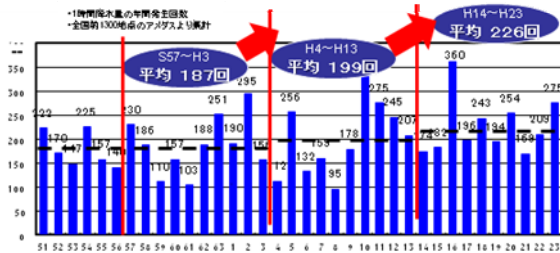
～ 洪水時の避難確保をご検討される要配慮者利用施設関係者の皆様へ ～

要配慮者利用施設の自衛水防に役立つ情報提供のご紹介

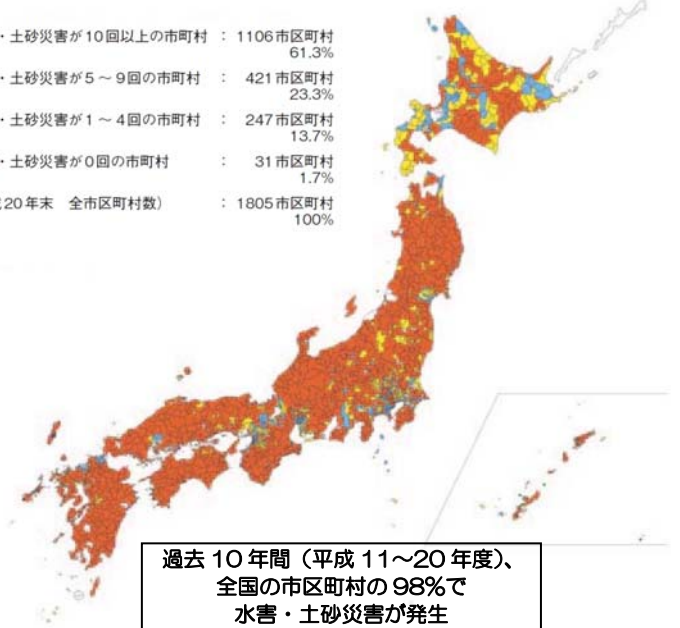
1. はじめに

近年、集中豪雨の増加に伴い、全国各地で河川の洪水処理能力を超える豪雨災害が頻発しています。

■1時間降水量50mm以上の年間発生回数
(1,000地点あたり)



水害・土砂災害が10回以上の市町村	1106市区町村	61.3%
水害・土砂災害が5～9回の市町村	421市区町村	23.3%
水害・土砂災害が1～4回の市町村	247市区町村	13.7%
水害・土砂災害が0回の市町村	31市区町村	1.7%
(平成20年末 全市区町村数)	1805市区町村	100%



2. 要配慮者利用施設における浸水被害

平成16年10月の台風23号により兵庫県豊岡市内の公立病院が浸水し、送水ポンプの浸水による断水や、非常用電源も燃料ポンプの浸水で稼働せず一時全館停電となる等の被害が発生しました。入院患者等の2階以上の避難が完了するのに約3時間を要し、非常電源用の燃料をボートで運搬する等の対応に追われました。

また、平成22年10月の奄美豪雨災害では、鹿児島県奄美市内のグループホームが浸水し、施設の職員2名が懸命な救出活動を行ったものの、入居者9名のうち2名が死亡しました。



公立豊岡病院の浸水状況(平成16年10月)
(出典:中央防災会議 大規模水害対策に関する専門調査会報告)



グループホーム わだつみ苑の浸水状況
(平成22年10月奄美豪雨)
(出典:奄美市資料)



「要配慮者利用施設の避難確保は大事だが、何をしたらよいか分からない」
→そんな要配慮者利用施設関係者の皆様に、自衛水防に役立つ情報をご提供致します!(裏面へ)

平成25年9月
国土交通省

3. 自衛水防の重要性

例えば、事前に浸水リスクや指揮命令系統を確認することにより、いざという時の応急的な対応（2階以上への垂直避難や重要な資機材の移動等）が迅速に行われ、被害を大幅に軽減し、早期に復旧を図ることができます。

（例1） 山口県美祢市にある特別養護老人ホームでは、あらかじめ複数の責任者や避難場所（2階）を定めており、平成22年7月の水害では、早朝5時半に現場にかけつけた第3責任者が指揮をとり、1階の浸水が始まる40分前に、寝たきりの多い入所者の避難を完了させました。



特別養護老人ホーム 幸嶺園の浸水状況
(出典：山口県 福祉施設等の災害対策取組事例集)

（例2） 愛媛県大洲市にある介護老人保健施設を併設する病院では、平成7年の浸水で断水や停電、医療機器の被害等を受けたことを教訓に、自家発電機や送水ポンプを2階に設置する等の対策を講じていました。

平成16年8月の台風16号においては、施設1階が床上浸水したものの、断水や停電は発生せず、また、入所者の居室は浸水しない3階以上のため、職員は事前に移動可能な医療機器のみを2階へ移動させました。

その後、平成16年以降に、移動できないレントゲン等の医療機器の浸水対策として止水板や防水扉を設置しました。



本館玄関への止水板設置状況(設置前)
出典)ヒアリングによる(H21.9.16)



本館玄関への止水板設置状況(設置後)
大洲記念病院の浸水対策

(出典：中央防災会議 大規模水害対策に関する専門調査会報告)



防水扉の状況①



防水扉の状況②

4. お問い合わせ先

国や都道府県では、上記のような応急的な対応の参考となる洪水予報や水位情報、浸水深等の情報を提供しております。

また、自衛水防の取組をお考えの要配慮者利用施設関係者の皆様をサポートするため、全国各地にあります国土交通省 河川関係事務所内に相談窓口「災害情報普及支援室」を設置（別添参考資料の15～20頁参照）しております。法人、団体を問わず、お気軽にご相談下さい。

（別添参考資料）

- 「事業所等の自衛水防に役立つ情報の提供について」
 - ・ 平常時、洪水時、氾濫発生時に提供できる情報のご紹介
 - ・ 全国の災害情報普及支援室の連絡先一覧

- 「別表（洪水予報等情報一覧）」
 - ・ 国及び都道府県管理河川別の提供可能な情報の一覧



※上記資料については、以下のWEBサイトから入手可能です。

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/index.html>